

## 職員相互派遣確認書(案)

法人甲(以下「甲」という。)と法人乙(以下「乙」という。)は、甲の施設において感染症が発生し、介護を行う職員に不足が生じ、乙に対して応援要請が必要なとき、あるいは、乙の施設において感染症が発生し、介護を行う職員に不足が生じ、甲に対して応援要請が必要なとき、富山県老人福祉施設協議会による「職員派遣基準」をふまえて、「職員派遣協定書」を締結し、お互いに職員の派遣を行うものとする。

この確認書を2通作成し、甲、乙が押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 (住所)  
(法人名) 印  
(代表者名)

乙 (住所)  
(法人名) 印  
(代表者名)